

○川内委員 それでは次に、もう時間がどんどんどんどんたっていきますから進みますが、財務省史上過去に例のない空前の特例、破格優遇融資三兆円、リニア中央新幹線に対する三兆円の融資ですね。約三十年間の据置き、金利が平均で〇・八六%、約三十年後から十年間で元金均等返済。三兆円、〇・八%の固定で借りるというのは、これはもう大変な破格の優遇融資だなというふうに思うわけでございます。

配付資料四ページ目の、財務大臣と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財政融資資金長期資金借用証書の利率の記述、赤線のアンダーラインを引いてありますが、そこに、財務省と鉄運支援機構との間は、約定金利について、「約定利率は、金融情勢に応じて変更されても異存ないものとする。」こう書いてあるわけですが、この記述の意味はどういう意味でしょうか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

基本的な発想は、財政融資の原資の調達期間と財政融資の貸付けの期間が大きく異なっているという場合には、急激な金利上昇等金融情勢に大きな変化が生じた際に、財政投融資の財務状況が極端に悪化する可能性もある、そういう考え方から設けられたというのが基本的な考え方でありまして、

ただ、財務省と鉄運機構との間の借用証書、今委員がお示しをいただきましたとおり記載されているわけですが、この借用証書は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則に定める別紙様式に沿ったものでございまして、これはその他全ての借用証書に当該状況を記載しているというのが現実でございます。

○川内委員 鉄道機構とJR東海との融資の契約書には、このようなただし書きの記載はあるのでしょうか。

○北村参考人 お答え申し上げます。

今財務省の方から御答弁ございましたように、財務大臣と鉄道・運輸機構との借用書では、先ほどの文言が、財政融資の借入れに当たって通例として盛り込まれている文章だということで、我々の方としては書かせていただいております。

鉄道・運輸機構とJR東海との契約書でございますが、これは両者間で結ばれた貸付契約書でございますので、貸付契約書につきましては、金融取引における一般的な守秘義務があること、そして、我々、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条で、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして不開示情報に該当することから、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○川内委員 鉄道機構とJR東海さんとの融資の契約は、配付資料三ページ目にございます、五本融資があって、それぞれ〇・六、〇・八、〇・九、〇・九、一・〇というふうに利率が書いてございますけれども、この固定金利ということによろしいですね。これは国交省が公表している数字ですから。

○北村参考人 今先生おっしゃいましたように、鉄道・運輸機構からJR東海への貸付けは、機構と財務省の貸付けと同様に、同じ固定金利で行っているところがございます。

○川内委員 情報公開第五条に公表義務と書いてあって、本来は国にかかわる書類は全部公表するんだよ、でもめっちゃめっちゃ例外としてこういうことは公表しなくてもいいからねということが書いてあって。でも、何か最近、五条を利用してやたらと公表しませんとかいうことが横行しているような気がして、私は、書類を読むのが大変好きな書類マニアとしては、ちょっと不服ですね、不満ですね。

もう一点、鉄運機構の理事長さんに来ていただいているので聞かせていただきたいんですけども、財務大臣宛ての借用証書には、三兆円資金の用途、使い道としては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務に必要な資金、すなわちリニア中央新幹線の建設費用に充てる資金として使ってねということが書いてあるわけですが、しかし、三兆円、もう既にJR東海さんに全部融資しているわけですから、三兆円をいきなり全部使うこともできないし、JR東海さんが建設資金に回すまでの間、運用に充てることは許容されているのでしょうか。

○北村参考人 この財投資金の貸付けでございますけれども、リニア中央新幹線の全線開業を早期に実現するために、品川—名古屋間の工事に必要な資金について、財政融資の長期、固定、低利の貸付けを活用することによって、JR東海における経営体力回復期間をなくし、全線開業の最大八年間の前倒しを図る、こういう目的のために行っているものでございまして、この貸付資金については運用に使われなような取扱いとしておるところでございます。

さらに、具体的に申しますと、JR東海におきましては、借入資金の用途の明確化を行いますために専用の資金管理口座を開設しておりまして、その資金管理口座を開設の上、支出の管理を行うこととし、我々機構におきましては、この資金管理口座の残高と実際のリニア工事に係る支出を突合するということでその使用状況の確認を行うこととなっております、貸し付けた資金が運用に使われていないことを確認する取扱いとしております。